

ストップ ザ 消費者被害

稚内市消費者被害防止連絡会ニュース No. 31

[事務局]

稚内市消費者センター

稚内市中央4丁目16-2

稚内市保健福祉センター2階

電話 0162-23-4133

架空請求にご注意！

北海道警察によりますと、昨年の特種詐欺被害件数は259件、被害総額約12億5千万円、被害件数で42件、被害額で約3億7千万円前年よりも増加しています。

特に、前年に比べ被害が急増したのが架空請求詐欺で、被害件数のうち約半分、被害額約6億7千万円になります。

架空請求詐欺は、「訴訟提起通告書」などの文書や電子メールを家庭に送りつけ「貴殿の消費料金未納により、民事訴訟が提起される」など不安をあおり、期限付きで電話連絡をもとめる内容の架空請求に関する相談がよせられています。また、実存する業者・法律事務所名を名乗る架空請求事案も発生しています。

被害防止のアドバイス

- ハガキ・封書・電子メールの内容いたずらに不安をあおるものであり、事実ではないので安心してください。
- ハガキ・封書・電子メールに記載されている相手には絶対に電話せず、無視してください。
- 万が一相手から電話がかかって来た場合は、支払の義務のないことを毅然と伝えて、以後は「電話の着信拒否」「電話番号の変更」「郵便物の受領拒否」などの措置を講じてください。
- ごくまれですが、過去に相手業者から少額訴訟裁判が実際に提起された例がありますので、裁判所からの書留郵便（特別送達）については無視することなく、当該裁判所に内容確認をしてください。

☆☆☆ 無料法律相談の活用を！ ☆☆☆

稚内市は「無料法律相談」を毎月1回実施しています。

相談時間は午前11時から午後3時までです。（相談時間は1人25分）

事前申し込みが必要ですので、相談を希望される方は下記までご連絡下さい。

【実施日】 2月8日 ・ 3月8日 ・ 4月12日

稚内市生活衛生課生活衛生グループ 電話（直通）23-6497

見守り 新鮮情報

第202号

「見守り」と「気づき」のポイント 住まいの様子

- 不審な契約書、請求書などの書面や、宅配業者の不在通知などはないか。
- 不審な健康食品やカニなどがないか。
- 新品のふとんなど、同じような商品が大量にないか。
- 屋根や外壁、電話機周辺などに不審な工事の形跡がみられないか。
- 通信販売のカタログやダイレクトメールなどが大量にないか。
- 複数社から配達された新聞や景品類などがないか。
- 不審な業者が出入りしている形跡はないか。



高齢者本人の言動や態度など

- 不審な電話のやり取りや、電話口で困っている様子はないか。
- 生活費が不足するなど、お金に困っている様子はないか。
- 預金通帳などに不審な出金の記録はないか。

「見守り」と「気づき」で 認知症等高齢者の被害を防ごう

ひとこと
助言



見守るくん

- 上記のチェックポイントを参考に、認知症等高齢者の居宅や言動などに日ごろから注意を払いましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください。家族や周囲の方も相談することができます。